

第69号議案

文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例に
関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和7年11月21日

提 出 者 文 京 区 教 育 委 員 会

教 育 長 丹 羽 恵 玲 奈

文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

第一条 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（昭和三十一年九月文京区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料の九種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の八種」に改める。

第五条第二項中「百分の百八十」を「百分の百八十五」に改める。

別表第一中「九十三万九千四百円」を「九十七万五千円」に改める。

別表第二中「指定職の職務にある者」を「指定職職員」に改める。

第二条 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百八十五」を「百分の百八十二・五」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（第五条第二項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。